

一般社団法人 全日本防災計画協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人全日本防災計画協会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を 大阪府寝屋川市 に置く。

2 この法人は理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的)

第 3 条 この法人は、自然災害・事故・建築災害防止及び災害復興に関する情報提供、人材育成、セミナー開催、イベント開催、調査活動、支援、専門家派遣、ボランティア派遣などによる啓蒙活動並びに周知活動を通して、より多くの国民を災害から救う活動、災害復興にあたる活動、産業廃棄物などの自然環境の問題及び環境保全のためのリサイクルに関する活動を目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) We b システム等を活用した災害防止及び災害復興に関する情報、避難訓練情報、地震情報、災害時医療情報、災害時緊急時対応情報、災害時避難場所情報、動画による情報、災害の状況に関する情報の提供及びそれら情報に係る啓蒙活動並びに周知活動、それら情報の提供を行うための人材育成、セミナー開催、イベント開催、調査活動などの運営及び支援
- (2) 災害防止及び災害復興に関するWe b サイト及びWe b コンテンツに関する企画、デザイン、開発、制作及び運営並びにこれらの受託、情報提供、人材育成、セミナー開催、イベント開催、調査活動などの運営及び支援
- (3) 被災地域における被災者救済のためのボランティア活動及びそれらに関する情報提供、人材育成、セミナー開催、イベント開催、調査活動、支援、専門家派遣及びボランティア派遣などによる啓蒙活動並びに周知活動
- (4) 災害防止及び災害復興に関するシンポジウム・国際会議・学会・協会その他本協会の目的に適合する団体の催事等への参加並びに協力・支援、相談及び指導・助言
- (5) 災害防止及び災害復興に関する活動を行う人材の支援及び派遣
- (6) 建築災害防止に関する情報提供、人材育成、セミナー開催、イベント開催、調査活動、支援、専門家派遣などによる啓蒙活動並びに周知活動
- (7) 災害防止及び災害復興に関する建築物の耐震構造強化のための建築材料及び災害に係る電気火災防止のための材料などに関する企画、立案、製造、販売及び

輸出入並びに支援

- (8) 建築構造物の地震及び津波による倒壊を防止する耐震構造強化のための建築材料に対しての地震対策活動、災害に係る電気火災防止のための建築材料に対しての火災防止対策活動、発電機、電力供給発電システム及び蓄電池に関する情報提供、人材育成、セミナー開催、イベント開催、調査活動、支援、専門家派遣などによる啓蒙活動並びに周知活動
- (9) 災害防止及び災害復興に関する建築材料、各種用品、各種商品、各種オリジナル用品、各種オリジナル商品、各種OEM用品、各種OEM商品、各種シェルター、電気ブレーカー、発電機、電力供給発電システム及び蓄電池などの企画、立案、製造、輸出入、販売並びに支援
- (10) 自然災害・事故・建築災害並びに災害防止及び災害復興に関する調査研究・研修等の開催並びに調査活動
- (11) 災害防止及び災害復興に関する各種専門資格認定事業
- (12) 災害防止及び災害復興に係る団体との協力事業
- (13) 災害防止及び災害復興に関する功績のあった者の表彰
- (14) 協会会員の募集及び育成
- (15) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(公告方法)

第 5 条 この法人の公告方法は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会 員

(会員の構成)

第 6 条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第 7 条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

(入会金および会費)

第 8 条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第 9 条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第 10 条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第 11 条 前2条の場合のほか、会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 死亡し、又は解散したとき。

第3章 社員総会

(構成)

第 12 条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第 13 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (8) 基本財産の処分の承認
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第 14 条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(開催地)

第 15 条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第 16 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 17 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第 18 条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第 19 条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (6) 基本財産の処分
- (7) その他法令又はこの定款で定める事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条第1項に定める員数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第 20 条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類をこの法人に提出しなければならない。

(決議・報告の省略)

第 21 条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又

は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 22 条 社員総会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他の一般法人法施行規則第 11 条第 3 項及び第 4 項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、社員総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

(社員総会規則)

第 23 条 社員総会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第 4 章 役員

(役員の設定)

第 24 条 この法人に、次の役員を置く。

理事 3 名以上 10 名以内

監事 2 名以内

2 理事のうち、1 名を代表理事とする。

(役員を選任)

第 25 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にあるものを含む。）の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 26 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第 27 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 28 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了すべき時までとする。

4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第 24 条第 1 項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 29 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもっておこなわなければならない。

(報酬)

第 30 条 理事及び監事に対して、社員総会において別に定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(名誉会長及び顧問)

第 31 条 この法人に名誉会長及び顧問若干名を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、学識経験者の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 名誉会長及び顧問は、代表理事の諮問に応え、理事会において意見を述べることができる。

(責任の一部免除又は限定)

第 32 条 この法人は、理事又は監事の一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第 5 章 理事会

(構成)

第 33 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 34 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職
- (4) 名誉会長及び顧問の選任及び解任
- (5) 社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定
- (6) 規則の制定、変更及び廃止

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備

(開催)

第 35 条 通常理事会は、毎年定期に、年 6 回開催する。

2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事から、一般法人法第 100 条に規定する場合において必要があると認めて代表理事に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第 36 条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第 2 項第 3 号により理事が招集する場合及び同項第 5 号により監事が招集する場合を除く。

2 代表理事は、前条第 2 項第 2 号又は第 4 号の請求があった場合は、その請求があった日から 5 日以内に、請求の日から 2 週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 37 条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第 38 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第 39 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第 40 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第 91 条第 2 項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第 41 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印し、理事会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

(理事会規則)

第 42 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則で定める。

第 6 章 基 金

(基金の拠出)

第 43 条 この法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第 44 条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、別に定める基金取扱い規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第 45 条 基金の拠出者は、前条の基金取扱い規程で定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第 46 条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第 141 条第 2 項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立て)

第 47 条 基金の返還をするため、返還する基金に相当する金額を代替基金として計上するものとし、これを取り崩すことはできない。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 49 条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第 50 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て定時社員総会に提出し、第 1 号および第 2 号の書類については、その内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第 51 条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第 8 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 52 条 この定款は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

2 この法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「認定法」

という。)の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第 53 条 この法人は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第 54 条 この法人は、一般法人法第148条第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会における総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第 55 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 56 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第 57 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

第10章 附 則

(最初の事業年度)

第 58 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和1年9月30日までとする。

(設立時の役員)

第 59 条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 福長 正樹 徳田 憲治 黒田 尚寛

設立時監事 熊田 真一郎

設立時代表理事 福長 正樹

(設立時社員の氏名及び住所)

第 60 条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所 大阪府寝屋川市池田 2 丁目 4 番 1 号

設立時社員 福長 正樹

住 所 大阪府大阪市都島区内代町 2 丁目 11 番 3 号 第 4 春美荘 2 階

設立時社員 北之馬 将人

(法令の準拠)

第 61 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人全日本防災計画協会を設立するため、設立時社員の定款作成代理人である 行政書士 竹原 庸起子 は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和 1 年 8 月 1 9 日

住 所 大阪府寝屋川市池田 2 丁目 4 番 1 号

設立時社員 福長 正樹

住 所 大阪府大阪市都島区内代町 2 丁目 11 番 3 号 第 4 春美荘 2 階

設立時社員 北之馬 将人

上記設立時社員の定款作成代理人

行政書士